

6月 暮らしの情報

保健

◆断酒会 7月の開催日

◆お酒を断めようと思っても断められない方、お酒の異常飲酒でお困りの家族の方、断酒会に参加して一緒にお酒を断めましょう。

◆浮羽断酒友の会 19時～

◆7月2日・16日(火)/うきは市民センター
●問合せ 中野淳一さん ☎090-3605-6724

◆浮羽断酒会(7月例会) 20時～

◆1日・8日・29日(月)/総合福祉センター
◆15日(月)/筑後吉井こころホスピタル
◆22日(月)/朝倉市総合市民センター
●問合せ 田中義嗣さん ☎0943-72-2890

研修会・講座

◆盲ろう者通訳・介助員養成研修会

◆開催期間：7/6・7/14・7/28・8/3・8/11・9/8・9/14・9/29・10/13 全9回
10時～16時/福岡県総合福祉センター(クローバープラザ内研修室)
春日市原町3-1-7

◆定員 40名(定員になり次第締切)
◆対象者 ①7回以上の受講が可能で受講終了後、通訳介助員として盲ろう者通訳・介助員派遣事業に登録し活動できる方
②県身体障害者福祉協会が受講対象として認めた方並びに手話、点訳、朗読及びガイドヘルパー等に就いている方
◆受講料=無料
●問合せ 福岡県身体障害者福祉協会 ☎092-584-6067

◆家庭介護介助者養成講座

家庭介護に役立つ知識・技術の習得を図るための講座

①10/6(日)・10/13(日) 10時～13時

久留米ビジネスプラザ

②11/2(土)・11/9(土) 10時～13時

小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」

③11/23(土)・11/30(土) 10時～13時

うきは市御幸地区自治協議会「みゆき未来館」

◆対象者 家庭介護をされている方など
◆定員 20名(定員になり次第締切)
◆受講料=無料
(交通費、昼食代などは自己負担)
●問合せ 麻生教育サービス(株)
☎092-432-6266



◆介護職員初任者研修

◆2019年10月3日(木)～2020年1月9日(木) 指定された火・木曜日 全25回
◆おおむね10時～17時

◆研修会場

久留米ビジネスプラザ(メイン会場)

久留米リサーチパーク(サブ会場)

◆対象者 介護業務に従事する方、これからしようとする方

◆定員 8名(定員を超えた場合は抽選、抽選で漏れた方は補欠で推薦を行う)
◆受講料=20,000円(テキストや諸経費)(交通費、昼食代などは自己負担)

◆募集締切 9月10日(火)必着

●申込・問合せ うきは市役所保健課 介護・高齢者支援係 ☎75-4960

※主催:福岡県市町村振興協会

◆シニア向け ボランティア入門講座

◆7月26日(金) 13時30分～15時15分
福岡県70歳現役応援センター 久留米オフィス内セミナールーム(久留米市天神町8番地 リベール4階)

◆対象者 おおむね60歳以上の方

◆定員 20名(要予約先着順)

※申込受付開始 6月24日(月) 9時～
☎092-432-2512 平日9時～17時45分

◆参加料=無料

●問合せ 福岡県70歳現役応援センター 福岡オフィス ☎092-432-2512

募集

◆男性女性料理教室

市の食育事業の取組みとして、「男性・女性料理教室」を開催します。

テーマは「シニアの低栄養を防ごう!! 元気と健康の秘訣は健康から」です。

たんぱく質をたっぷり摂り、筋肉をキープ。楽に賢くおいしく食べる!料理初心者の方も作れるお料理にチャレンジしてみませんか?お申込みお待ちしております!

◆6月27日(木) 10時～正午頃(受付9時30分～)/御幸コミュニティセンター1階調理実習室

◆講師 うきは市食生活改善推進会

◆参加費=300円

◆定員 30名(定員になり次第締切)

◆募集締切 6月21日(金)

●申込・問合せ 保健課

食育・健康対策係

☎75-4960



◆県営住宅入居者募集(ポイント方式)

◆県内の県営住宅(詳細は募集案内書)
◆募集案内書配布・申込受付期間
6月26日(水)～7月4日(木)

◆募集案内書配布場所:うきは市役所2階 住環境建設課建設管理係

うきは市民センター2階 浮羽市民課

●問合せ

県住宅供給公社県営住宅管理部

☎092-781-8029

県庁県営住宅課 ☎092-643-3739

おさそい

◆うきは森林セラピー&こけ玉づくり

◆7月7日(日) 10時集合～15時頃解散

◆集合場所 調音の滝駐車場

◆午前:森林セラピーロード散策

(調音の滝の散歩コース)

午後:こけ玉づくり

◆参加料=大人2,000円

(昼食はついていません)

※弁当希望の方はプラス1,000円に対応可
※当日お支払いとなります。

◆持参品:飲み物、タオル、雨具、帽子、軍手、エプロン

◆服装:長袖、長ズボンの動きやすい服(汚れてもよい服)、履き慣れた靴

●申込・問合せ

うきは市癒しの旅先案内人協会

☎080-2714-6065

※予約方法=1週間前までに、上記の申込先までご予約ください。

※キャンセルは実施日3日前の17時までには必ずご連絡ください。遅くなるとキャンセル料が発生しますのでご了承ください。

おしらせ

◆8020高齢者 良い歯の表彰

◆浮羽歯科医師会では、80歳以上でご自身の歯が20本以上残っている方の中から、特に優秀な方に賞状と記念品を贈呈します。

◆応募期間:6月末まで

◆該当される方は浮羽歯科医師会会員の歯科医院での受診を行ってください。

●問合せ 浮羽歯科医師会

☎75-4563



お知らせ

◆お仕事をお探しの方、 無料職業紹介所に求職登録しませんか？

◆無料職業紹介所では、うきは市民の皆さんの求職登録を随時受け付けています。登録後は求人の情報提供や紹介も行います。なお、ハローワーク求人情報の閲覧及び失業認定者の方の求職活動の証明も受け付けています。

◆平日のみ 8時30分～17時15分

◆うきは市民センター別館U-BiC

(市立図書館横)

◆問合せ ☎76-9095

メール: ukihashigoto@city.ukiha.lg.jp



◆令和元年狩猟免許試験

◆福岡県では狩猟(網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟)試験を行います。

◆7月25日(木)

・ピーポート甘木(朝倉市甘木198-1)

・福岡県筑後農林事務所

(筑後市大字和泉606-1)

※事前申込が必要です。

☆狩猟免許取得の助成

うきは市では、被害軽減のため、新たに狩猟免許(わな猟)を取得する場合、免許取得経費の一部を助成します。

◆問合せ 農林振興課農政係 ☎75-4975

◆久留米高専 小中学生向け講座

◆開催日及び内容・定員

①8/9(金)14時～17時

「楽しい生物・科学教室」25名

②8/10(土)10時～16時

「青銅鏡を作製しよう」15名

③8/19(月)9時30分～16時30分

「ソーラーカーを作ろう」16名

④8/24(土)10時～15時

「Ichigojamを使ったIoT入門」10名

⑤9月7日(土)10時～15時

「一日サイエンティスト」20名

◆対象:①小学5・6年生、中学1・2年生

②から⑤中学生全学年

◆会費=無料

◆申込期間 7月1日(月)～19日(金)

※応募者多数の場合は抽選

※申込方法等の詳細についてはお問い合わせください。

◆問合せ 久留米工業高等専門学校
総務課総務係 ☎0942-35-9430

うきはアリーナ

◆学童水泳記録会対策

1day水泳教室開催

◆6月29日(土)15時50分～17時

◆小学1年～6年生までの男女

◆定員 30名(定員になり次第締切)

◆受講料=1,500円(税込)

◆持ち物 水着・スイムキャップ

ゴーグル・タオル・飲み物



◆うきはアリーナプール利用者募集

◆利用時間 火～土・祝 10時～21時

日曜日 10時～17時30分

◆利用券(2時間)

①一般・高校生 300円

②小・中学生、65歳以上75歳未満 200円

③75歳以上 100円

※回数券は10回分の料金で11回利用できます。

◆プール持参品:水着・スイムキャップ
ゴーグル・タオルなど

◆成人向け無料体力測定会

◆6月28日(金)10時～11時

うきはアリーナ

◆対象 20歳以上の男女

◆定員 20名(定員になり次第締切)

◆申込方法 フロント受付(電話受付可)

◆持ち物 運動のできる服装、タオル
室内シューズ、飲み物

●申込・問合せ うきはアリーナ

☎74-8080

安全・安心なまちづくり

◆防犯青色パトロール活動

◆防犯委員さんが青色回転灯を装着した車両で、毎週3回夜間にパトロール活動を行い、市民に安心を与え犯罪防止に効果を上げています。

～身近な犯罪・交通事故発生状況～

《うきは署管内4月中》自転車盗難1件、オートバイ盗難1件、車上・部品ねらい1件、交通事故(物件・人身)103件



【令和元年度第2回】うきは市空き店舗等活用支援事業補助金の公募

市では、空き店舗等の利用促進及びまちの賑わいを創出し、地域経済の発展に資するため、市内の空き店舗等を活用して事業活動を実施するものに対し補助金を交付します。

必要書類を用意の上、うきはブランド推進課商工振興係へ提出してください。

◇募集期間 7月12日(金)まで

◇補助額 補助対象経費の1/2(上限100万円)

※補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、応募方法、申請書類等詳細は市ホームページをご覧ください。

※「空き店舗等」とは右に掲げる要件のいずれかに該当する店舗をいいます。



◆問合せ

うきはブランド推進課 商工振興係 Tel.76-9096

①空き店舗

過去に営業していた実績があり、3か月以上営業が行われていない店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。)であること。

②空き家

3か月以上無人状態にある建物であって、改装等により店舗として活用するものであること。

③店舗兼住宅

過去に営業していた実績があり、3か月以上営業が行われていない店舗であって、住宅部分と店舗部分が明確に区別でき1改装等により店舗として活用するものであること。